

札幌市建築基準法施行細則（昭和35年規則第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後	備 考
<p>第1条から第29条まで（省略）</p> <p>様式1から様式4まで（省略）</p> <p>様式5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">札幌市建築基準法施行細則第8条の規定による記載事項変更届</p> <p>（第1面）</p> <p>（省略）</p> <p style="padding-left: 20px;">（<u>あて先</u>） 札幌市長</p> <p>（省略）</p> <p>（第2面） （省略）</p> <p>（注意）</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 第2面関係</p> <p style="padding-left: 20px;">①から③まで（省略）</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 3欄は、代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他の<u>すべての</u>工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。<u>なお、工事監理者が建築士である場合には、建築士免許証の写しを添えてください。</u></p> <p>以下（省略）</p> </div> <p>様式6から様式6の3まで（省略）</p> <p>様式7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>許 可 申 請 書（建築物）</p> </div>	<p>第1条から第29条まで（現行のとおり）</p> <p>様式1から様式4まで（現行のとおり）</p> <p>様式5</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">札幌市建築基準法施行細則第8条の規定による記載事項変更届</p> <p>（第1面）</p> <p>（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">（<u>宛先</u>） 札幌市長</p> <p>（現行のとおり）</p> <p>（第2面） （現行のとおり）</p> <p>（注意）</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 第2面関係</p> <p style="padding-left: 20px;">①から③まで（現行のとおり）</p> <p style="padding-left: 20px;">④ 3欄は、代表となる工事監理者及び申請に係る建築物に係る他の<u>全ての</u>工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添えてください。</p> <p>以下（現行のとおり）</p> </div> <p>様式6から様式6の3まで（現行のとおり）</p> <p>様式7</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>許 可 申 請 書（建築物）</p> </div>	<p>規定整備</p> <p>同上</p> <p>確認申請の際、建築士免許証の写しの添付を求めないこととするもの</p>

(第1面)から(第3面)まで (省略)

(注意)

1 及び 2 (省略)

3 第2面関係

①から④まで (省略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

以下 (省略)

様式8及び様式8の2 (省略)

様式9

認 定 申 請 書

(第1面)から(第3面)まで (省略)

(注意)

1 及び 2 (省略)

3 第2面関係

①から④まで (省略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区

(第1面)から(第3面)まで (現行のとおり)

(注意)

1 及び 2 (現行のとおり)

3 第2面関係

①から④まで (省略)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

以下 (現行のとおり)

様式8及び様式8の2 (現行のとおり)

様式9

認 定 申 請 書

(第1面)から(第3面)まで (現行のとおり)

(注意)

1 及び 2 (現行のとおり)

3 第2面関係

①から④まで (現行のとおり)

⑤ 6欄の「イ」(1)は、建築物の敷地が、2以上の用途地域、高層住居誘導地区、

建築基準法
施行規則の
改正に伴う
規定整備

同上

若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第7号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

(以下省略)

(以下省略)

居住環境向上用途誘導地区若しくは特定用途誘導地区、建築基準法第52条第1項第1号から第8号までに規定する容積率の異なる地域、地区若しくは区域又は同法第53条第1項第1号から第6号までに規定する建蔽率若しくは高層住居誘導地区に関する都市計画において定められた建築物の建蔽率の最高限度の異なる地域、地区若しくは区域(以下「用途地域が異なる地域等」という。)にわたる場合においては、用途地域が異なる地域等ごとに、それぞれの用途地域が異なる地域等に対応する敷地の面積を記入してください。「イ」(2)は、同法第52条第12項の規定を適用する場合において、同条第13項の規定に基づき、「イ」(1)で記入した敷地面積に対応する敷地の部分について、建築物の敷地のうち前面道路と壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線との間の部分を除いた敷地の面積を記入してください。

(以下現行のとおり)

(以下現行のとおり)